

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

厚生労働省発医政第1016003号
平成18年10月16日

厚生労働省発医政第0206003号
平成19年2月6日

厚生労働省発医政第0629010号
平成19年6月29日

厚生労働省発医政第1211006号
平成19年12月11日

厚生労働省発医政第0801001号
平成20年8月1日

厚生労働省発医政第1016008号
平成20年10月16日

厚生労働省発医政0703第8号
平成21年7月3日

厚生労働省発医政0524第5号
平成22年5月24日

厚生労働省発医政 第号
平成 年 月 日

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年厚生省政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則平成12年厚生省令第6号）（の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること及び監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること並びに、外国人受入医療機関認証制度開発のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の(1)①ア、カからク、④ア及びウ、⑤イ及びオ及び(2)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業(へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業(へき地診療所診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ. へき地巡回診療車(船)運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車(船)で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事

業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、(イ)に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

オ. 離島巡回診療ヘリ運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う離島巡回診療ヘリ運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

キ. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

ク. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

② 救急医療対策事業

ア. 救急医療支援センター運営事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療支援センター運営事業

イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認

める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業

③ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

④ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. 産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、財団

法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑤ 災害医療対策事業等

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. DMA T事務局等運営事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行うDMA T事務局等運営事業

ウ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業に係る調整・支援

(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMA T活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 被災都道府県が行うDMA T活動支援事業に係る調整・支援

(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMA T活動支援事業に都道府県が補助する事業

オ. DMA T訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMA T訓練事業

⑥ 地域医療確保支援事業

ア. 産科医療機関確保事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 地域医療支援センター運営事業

平成21年3月27日医整発第0327039号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う地

域医療支援センター運営事業

⑦ 臨床研究拠点等整備事業

ア. 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

平成23年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」（以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

イ. グローバル臨床研究拠点整備事業

臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業

ウ. 医薬品等治験基盤整備事業

臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業

エ. 治験拠点病院活性化事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業

⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業

平成22年3月24日医政発0324第22号厚生労働省医政局通知の別紙「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業

⑨ 異状死死因究明支援事業

平成23年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業

⑩ 外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業

平成23年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センタ

ーが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
担当官経費	<p>1 か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 12,548,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ) へき地医療支援機構活動年間延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所(以下「へき地診療所等」という。)及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院(以下「特例措置許可病院」という。)への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 委託料</p>

	<p>(12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間/8時間)が</p> <p>ア 54日以上 3,849,000円</p> <p>イ 36日以上 54日未満 2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満 1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ウ) 4,276,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	
代診等担当 医師経費	<p>次により算出された額</p> <p>へき地医療支援機構勤務年間延日数×71,000円</p> <p>ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料</p>
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 報償費 旅費</p>

	<p>策実施要綱の1(3) アの(ア) 6,696,000円 なお、事業期間が 1年に満たない場合 は、基準額×事業月 数/12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対 策実施要綱の1(3) アの(イ) 5,945,000円 なお、事業期間が 1年に満たない場合 は、基準額×事業月 数/12とする。</p>	<p>需用費(消耗品費、印刷製本費、 会議費等) 役務費(通信運搬費) 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>〔都道府県がへき地医療支援機構の 業務を暫定的に行う場合にあって は次に掲げる経費〕</p> <p>報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、 会議費等) 役務費(通信運搬費)</p>
協議会経費	年 額 1,696,000円	<p>へき地保健医療対策に関する協議会 の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 旅費(協議会出席旅費、連絡旅費) 報償費(協議会出席謝金) 役務費</p>
事業協力 経 費	<p>事業協力病院1か所当 たり次により算出され た額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び 特例措置許可病院1か 所ごとに派遣した期間 が</p> <p>1. 年間9月以上 642,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月 未満 428,000円</p> <p>3. 年間3月以上6月 未満 214,000円</p>	<p>事業協力病院に対し支払う次に掲げ る経費</p> <p>報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金</p>
代替医師 雇上経費	次により算出された額 代替医師雇上日数	事業協力病院での代替医師の雇上げ に必要な次に掲げる経費

	<p>×日 額 27,000円 ただし、雇上時間が8時間に満たない場合は、上記金額に雇上時間／8を乗じて得た額とする。</p>	<p>報酬 賃金 報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金</p>
振興経費	<p>1 県当たり年額 ・直接運営の場合 2,622,000円 ・委託運営の場合 2,752,000円</p>	<p>へき地に勤務しようとする医師等の就職の紹介等事業に必要な次に掲げる経費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料</p>
ドクタープール関係経費	<p>登録医師一人あたり 月 額 109,000円</p>	<p>専任担当官の指示で代診業務及び専任担当官の補助を実施する医師を事前に確保する事業に必要な次に掲げる経費 手当</p>
キャリア形成育成支援経費	<p>年 額 10,893,000円</p>	<p>へき地診療所で勤務した医師を、本人の希望等に基づき大学や総合病院等に派遣する事業に必要な経費 給料 職員手当等 共済費</p>

② へき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する
- (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したも</p>

		のを除く。) 公課費
研究費	1か所当たり次に定める額 (1) 医療活動年間延日数 150日以上 446,000円 (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 334,000円 (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 223,000円	学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費(学会出席旅費)
研修費	1回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 講師謝金 旅費 需用費(消耗品費及び印刷製本費)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需用費(医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料) 備品購入費(単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置経費	1か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (887,460円+74,290円) ×稼動月数 イ. へき地診療所診療支援システム (443,730円+37,140円) ×導入へき地診療所数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費(へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。) 需用費(消耗品費、修繕料等) 役務費(通信運搬費) 使用料及び賃借料 備品購入費(単価50万円未

	×稼働月数		満の庁用器具に限る。) 委託料(上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1か所当たり	2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費(指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く) 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費) 役務費 通信運搬費

③ へき地診療所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3

欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア. 診療日数1～129日 2,897,000円 + (71,000円 × 実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数130～259日 2,897,000円 + (77,000円 × 実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数260日以上 2,897,000円 + (87,000円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数</p>	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（研究費、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを</p>

		除く。) 原材料費 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)
研究費	1か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費） 需用費（医学用図書雑誌及び医学研究用材料） 備品購入費（単価50万円未満の研究用備品に限る。)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需用費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料） 委託料（診療のための検査委託料） 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置経費	1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 289,170円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕料等） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。)

④ へき地巡回診療車（船）運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 役務費
区分	単価(円)	
巡回診療車	57,000	
歯科巡回診療車	62,000	
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	

⑤ 離島巡回診療へり運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 事業あたり次により算出された額 巡回診療実施日数×1,202,000円	離島巡回診療へりの運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費

	報償費 賃借料 需用費（消耗品費、医薬材 料費、燃料費、修繕料） 役務費 委託料
--	---

⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	年額 4,001,000円	へき地歯科診療班の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 諸謝金 報償費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）
医療費	年額 1,603,000円	医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費（医療用機器購入費） 需用費（消耗品費〔歯科治療用及び歯科技工用消耗機器購入費〕、修繕料）

⑦ 離島歯科診療班派遣事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費
(1) 遠隔型離島 777,000円	報 酬
(2) 近接型離島 140,000円	給 料
ただし、派遣日数は次のとおりとする。	職員手当等
(1) 遠隔型 8日間以上	賃 金
(2) 近接型 2日間以上	旅 費
	報 償 費
	需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料)
	委 託 料

⑧ へき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
給 与 費	次により算出された額の合算額	へき地保健指導所に駐在する

	<p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,651,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="430 940 877 1198"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単 価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単 価 (円)	1 級地	10,340	2 級地	8,800	3 級地	8,600	4 級地	7,360	<p>保健師に支給するために必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 特別手当（期末勤勉手当） 特地勤務手当（へき地手当） 寒冷地手当 共 済 費 賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）</p>
級地区分	単 価 (円)											
1 級地	10,340											
2 級地	8,800											
3 級地	8,600											
4 級地	7,360											
<p>保健指導 事業費</p>	<p>1か所当たり 336,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費 旅 費 需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 役 務 費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>										
<p>伝送装置 経 費</p>	<p>1か所当たり次により算出された額 8,400円+2,390円×稼働月数 ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。</p>	<p>伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）</p>										

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にか

	かる謝金、人件費、手当 2. 賃 金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費
--	---

③ 中毒情報センター情報基盤整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
14,770千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃 金 2. 報償費 3. 旅 費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 委託費（集計及び入力のための委託費） 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療施設耐震化促進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

② DMAT事務局等運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
DMAT事務局事業	14,150千円	DMAT事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費(謝金) 7. 旅費 8. 需用費(消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料(会場借料等) 10. 役務費(通信運搬費等) 11. 備品購入費
災害医療調査ヘリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費

		1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）
--	--	---

③ 防災訓練等参加支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 需用費（自動車借料、燃料費）

④ DMAT活動支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を

控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMATの活動に必要な次に掲げる経費 1. 旅費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

⑤ DMAT訓練事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
666千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費（謝金） 2. 旅費 3. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 4. 役務費（通信運搬費） 5. 使用料及び賃借料（会場借料等）

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 産科医療機関確保事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1

1 を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 報償費(謝金)
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月未満 15,207千円	
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	

② 地域医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
人件費	次により算出された額の合計額 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専任医師1人当たり 12,548千円	次に掲げる専任医師及び専従職員の人件費 1. 給料 2. 職員手当等 3. 法定福利費

	(上限2名) 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専従職員1人当たり 3,899千円 (上限3名)	
事業費	36,018千円	事業に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 賃金 3. 報償費(謝金) 4. 旅費 5. 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 6. 使用料及び賃借料(会場借料等) 7. 役務費(通信運搬費等) 8. 委託料 9. 備品購入費

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等)

<p>1床当たり年額7,500千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p>	<p>2. 役務費（通信運搬費、手数料等）</p> <p>3. 委託料</p> <p>4. 使用料及び賃借料</p> <p>5. 材料費</p> <p>6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）</p>
---	--

② 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p>	<p>第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）</p> <p>2. 役務費（通信運搬費、手数料等）</p> <p>3. 委託料</p> <p>4. 使用料及び賃借料</p> <p>5. 材料費</p> <p>6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）</p>

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1床当たりの年額1,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

87,922千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料
----------	--

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
119,155千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費

③ 産科医療補償制度運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
80,237千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。） 9. 医療機器等の備品購入費 10. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費

② グローバル臨床研究拠点整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	グローバル臨床研究拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常

	勤職員給与費、法定福利費) 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、 会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1から8に掲げる 経費に該当するもの。）
--	--

③ 医薬品等治験基盤整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医薬品等治験基盤整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、 会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1～8に掲げる経費に該当するもの。）

④ 治験拠点病院活性化事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。）

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1団体当たり 20,062千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務

	費) 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）
--	---

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1箇所当たり 7,424千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 5. 役務費（通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費） 6. 委託料（上記1～5に掲げる経費に該当するもの）

(10) 外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
--------	---------

35,359千円	外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（職員給与費、法定福利費等） 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費（雑役務費） 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。）
----------	--

（交付決定の下限）

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（別表）

事業名	下限額
	千円
(1) 医療施設運営費等補助金	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372
キ. へき地保健指導所運営事業	205
④ 感染症指定医療機関運営事業	42
(4) 医療施設耐震化促進事業	150

（交付の条件）

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

（別表）

区 分	事 業 名
-----	-------

医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア. 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5

年間保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金又は(13)により交付する補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者又は補助金の交付を受ける者に交付しなければならない。

- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。

- (13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。

- (14) (12)又は(13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (15) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (16) 財団法人日本中毒情報センター、財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦、⑧及び⑩の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の2様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の3様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (5) 一般社団法人日本医療安全調査機構が行う3の(1)の④のイの事業

一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、第5号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの

事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第6号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(7) (1) から (6) まで以外の事業

都道府県知事は、第7号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のA若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)又は7の(7)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のA及びイ、3の(1)の③のA、3の(1)の⑦の事業

A 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による

報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の3様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(5) 一般社団法人日本医療安全調査機構が行う3の(1)の④のイの事業

一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完

了したときは、第12号の1様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(7) 3の（1）の⑧及び⑩の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき、第 号様式による報告書に
関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止
の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した
日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) （1）から（7）まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報
告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止
又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を
経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13. 特別の事情により4、5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

厚生省発医第117号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0416第2号
平成22年4月16日

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。
なお、次の（1）から（3）、（9）、（10）及び（12）から（15）の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））の設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業
- イ 市町村等が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業
に対して都道府県が補助する事業
- ウ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定
に基づく指定区域内に所在するへき地診療所（へき地診療所施設整備費補助
金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の
開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する
事業

(3) へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回
診療車の整備事業
- イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回
診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）
- ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科
巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、
イに掲げる場合を除く。） (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉
法人北海道社会事業協会
- エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又
は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯
科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療
班派遣事業に必要な歯科医療機器の整備事業

(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業
- イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に対して都道府
県が補助する事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う医療法（昭和23年法律第205号）第31条
の規定する都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣の定める者（以下「公的

団体」という。)が設立する沖縄県内に所在する病院の医療機械の設備整備事業

(7) 奄美群島医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う鹿児島県立大島病院の医療機械の設備整備事業

(8) へき地保健指導所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の設備整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(9) へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

イ 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業

平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき厚生労働大臣の認める者(都道府県及び市町村等を除く。)が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業

(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 産科医療機関設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(15) 死亡時画像診断システム設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所設備整備事業

(2) ア 都道府県が行うへき地患者輸送車(艇)整備事業

(3) ア及びイ 都道府県等が行うへき地巡回診療車(船)整備事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

(5) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所設備整備事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

(7) 奄美群島医療施設設備整備事業

- (8) ア 都道府県が行うへき地保健指導所設備整備事業
 - (9) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院設備整備事業
 - (10) ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業
 - (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業
 - (12) ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業
 - (13) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業
 - (14) ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業
 - (15) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム設備整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (3) エ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
 - (9) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院設備整備事業
 - (14) イ 都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (5) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所設備整備事業
- (2) イ及びウ 都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) ウ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
- (8) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所設備整備事業
- (10) イ 都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業
- (12) イ 都道府県が補助するへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(15) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム設備整備事業

- ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(13) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設設備整備事業

- ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
へき療地所	医療機器整備費	1か所当たり 15,750千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1 (ただし、沖縄県にあっては4分の3)	1品につき 250,000円 (ただし、沖縄県にあっては、 375,000円)
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,701千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,407千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2分の1	—
	患者輸送艇	1隻当たり 9,735千円	患者輸送艇購入費		—
	患者輸送用雪上車	1台当たり 8,155千円	患者輸送用雪上車購入費		—
	医師往診用小型雪上車	1台当たり 420千円	医師往診用小型雪上車購入費		—
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	1台当たり 1,361千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2分の1	—
	巡回診療用雪上車	1台当たり 4,048千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1隻当たり 8,668千円 (中型の場合は1隻につき 23,847千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1台当たり 3,568千円	次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサー、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器		—

離診 島療 歯用 科設 巡備 回	遠隔型離島 用設備	1 班当たり 1,785千円	離島歯科巡回診療に必 要な歯科医療機械器具 購入費	2分の1	1品につき 50,000円
	近接型離島 用設備	1 班当たり 1,050千円			1品につき 50,000円
過特 疎定 地診 域療 等所	医療機器整 備費	1 か所当たり 15,750千円	過疎地域等特定診療所 として必要な医療機器 整備費	2分の1	1品につき 50,000円
沖療 縄施 医設	医療機器整 備費	厚生労働大臣の 必要と認める額	病院として必要な医療 機械の備品購入費	4分の3	1品につき 225,000円
奄医 美療 群施 島設	医療機器整 備費	厚生労働大臣の 必要と認める額	病院として必要な医療 機械の備品購入費	2分の1	—
へ指 き導 地所 保 健	保健師用自 動車	1 台当たり 456千円	保健師用自動車購入費	3分の1 (ただし、 沖縄県に あつては 2分の1)	—
へ病 き院 地 医 療 拠 点	医療機器整 備費	1 か所当たり 52,500千円	へき地医療拠点病院と して必要な医療機器購 入費	2分の1	1品につき 250,000円
	歯科医療機 器等整備費	1 か所当たり 26,250千円	へき地医療拠点病院と して必要な歯科医療機 器等購入費		1品につき 50,000円
遠 隔 医 療 設 備	遠隔医療設 備整備費	1 か所当たり、 次に掲げる額の 合計額とする。 1 遠隔画像診断 装置 (1) 支援側医療 機関 ア テレパソロ ジー 4,389千円 イ テレラジオ ロジー 15,645千円	遠隔医療の実施に必要 なコンピュータ及び付 属機器等の購入費	2分の1	1か所につき 150,000円

		<p>(2) 依頼側医療機関</p> <p>ア テレパソロジー 13,553千円</p> <p>イ テレラジオロジー 14,180千円</p> <p>2 在宅患者用遠隔医療装置 7,875千円</p>			
臨床研修病院支援システム	情報通信機器	<p>1 か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関 7,500千円</p> <p>2 依頼側医療機関 7,500千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</p>	臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—
へき地・離島診療支援システム	情報通信機器	<p>1 か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関 7,500千円</p> <p>2 依頼側医療機関 7,500千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</p>	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—

離設 島備 等患 者宿 泊施 設	初度設備費	1室当たり 223千円 (ただし、8室 を上限とする。)	離島等患者宿泊施設 の初度設備に必要な備 品購入費	3分の1	—
産科 医療 機関 設備	医療機器整 備費	1か所当たり 8,673千円	産科医療機関として 必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 50,000円
死シ 亡ス 時テ 画ム 像設 診備 断	医療機器整 備費	1か所当たり 20,000千円	死亡時画像診断の実 施に必要な医療機器購 入費	2分の1	—

(交付決定の下限)

- 5 3の事業について、4により1品又は1か所につき算出された額が、4の表の第6欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管

しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（9）に掲げる条件（この場合において（1）から（4）、（6）及び（9）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（9）中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (14) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を第6号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

(15) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、国は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政
平成22年 月 日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

なお、次の（1）、（6）、（8）及び（9）、（10）の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

- (ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会
(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業
イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学

附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業
- (2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- (3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業
- (4) 研修医のための研修施設整備事業
- (5) 臨床研修病院施設整備事業
- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
- (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

(10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240㎡ (イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 58,808千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室）	3分の1 （ただし 沖縄県に あつては 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	(2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医 のため の研修 施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研 修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室) (3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に226千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工	3分の1	1か所につき 666千円

	<p>基準面積</p> <p>(1) 診療部門 30m²</p> <p>(2) 宿泊施設 室数×40m² (ただし2室を限度とする。)</p>	<p>事請負費</p> <p>(1) 診療部門 (分娩室、病室等)</p> <p>(2) 宿泊施設</p>		
死亡時画像診断システム施設整備	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 60m²</p>	<p>死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	2分の1	—

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件(この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。)を付さなければならない。

(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、国は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

- 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これをとりまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
- 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめるうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
- 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分				
			A	B	C	D	
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
		木造	187,700	178,800	169,800	160,800	
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,000
			ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
		木造	168,000	159,900	151,900	143,900	
	宿泊	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600	

	施 設	ブ ロ ッ ク	163,800	156,000	148,100	140,400
		木 造	187,400	178,500	169,500	160,600
死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 施 設 整 備		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	187,700	178,800	169,800	160,800

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域連合（以下「広域連合」という。）の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事

業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業

イ 小児初期救急センター運営事業

ウ 小児救急地域医師研修事業

エ 共同利用型病院運営事業

オ 小児救急医療体制整備事業

(7) 小児救急医療支援事業

(イ) 小児救急医療拠点病院運営事業

カ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

キ ヘリコプター等添乗医師等確保事業

ク 受入困難事案患者受入医療機関支援事業

ケ 救急医療専門領域医師研修事業

コ 救命救急センター運営事業

サ 小児救命救急センター運営事業

シ ドクターヘリ導入促進事業

ス 救急救命士病院実習受入促進事業

セ 小児集中治療室医療従事者研修事業

ソ 救急勤務医支援事業

タ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業

チ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）

ツ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業

テ 救急患者受入コーディネーター事業

ト 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 周産期医療対策事業

イ 周産期母子医療センター運営事業

ウ 新生児医療担当医確保支援事業

エ NICU等長期入院児支援事業

(7) 地域療育支援施設運営事業

(イ) 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 看護職員資質向上推進事業

- (ア) 看護職員専門分野研修
- (イ) 中堅看護職員実務研修
- (ウ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
- (エ) 看護教員養成講習会事業
- (オ) 看護教員継続研修事業
- (カ) 実習指導者講習会事業
- (キ) 協働推進研修事業
- (ク) 潜在看護職員等復職研修事業
- (ケ) 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業

イ 新人看護職員研修事業

- (ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
- (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者等研修事業及び新人看護職員研修推進事業

ウ 病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

- (ア) 就業環境改善相談・指導者派遣事業及び多様な勤務形態導入研修事業
- (イ) 就業環境改善支援事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）

に基づき実施する次の事業

- ア 8020運動推進特別事業
- イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
- ウ 在宅歯科医療連携室整備事業

(5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(6) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業

(7) 女性医師等就労支援事業

平成23年3月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(8) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(9) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

リハビリテーション施設の設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業

平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業

セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

タ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業

チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

ツ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

テ 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 ケ 救急医療専門領域医師研修事業 タ 自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業 チ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)運営事業 ツ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業 テ 救急患者受入コーディネーター事業	都道府県
	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療体制整備事業 (ア)小児救急医療支援事業 (イ)小児救急医療拠点病院運営事業 カ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 キ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ク 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 サ 小児救命救急センター運営事業 シ ドクターヘリ導入促進事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業	地方公共団体(広域連合を含む ^(注1))、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)

	<p>セ 小児集中治療室医療従事者 研修事業</p> <p>ソ 救急勤務医支援事業</p> <p>ト 救急患者退院コーディネーター事業</p>	
	<p>コ 救命救急センター運営事業</p>	<p>公的団体及び厚生労働大臣が 相当と認める者</p>
(2) 周産期医療対策 事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p>	<p>都道府県</p>
	<p>イ 周産期母子医療センター運 営事業</p>	<p>地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が相当と認める者（た だし、独立行政法人及び国立大 学法人を除く。）</p>
	<p>ウ 新生児医療担当医確保支援 事業</p> <p>エ NICU長期入院児支援事業 (ア) 地域療育支援施設運営事業 (イ) 日中一時支援事業</p>	<p>地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が相当と認める者</p>
(3) 看護職員確保対 策事業	<p>ア (ア)、(エ)以外の看護職員資 質向上推進事業</p> <p>イ (イ)の新人看護職員研修事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p>	<p>都道府県</p>
	<p>キ (ア)の短時間正規雇用等看護 職員の多様な勤務形態導入支援 事業</p>	
	<p>イ (ア)の新人看護職員研修事業</p>	<p>地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が相当と認める者（た だし、国立高度専門医療研究 センターを除く）</p>
	<p>ア (ア)看護職員専門分野研修 ア (エ)看護教員養成講習会事業 カ 外国人看護師候補者就労研 修支援事業</p> <p>キ (イ)の就業環境改善支援事業</p>	<p>地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が相当と認める者</p>
	<p>ウ 病院内保育所運営事業</p>	<p>厚生労働大臣が相当と認める者</p>

	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	都道府県
(5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(6) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	都道府県
	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(7) 女性医師等就支援事業	—	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	イ 産科医等育成支援事業	
(9) 医療提供体制設備整備事業	オ(ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	テ 在宅歯科診療設備整備事業	
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	公的団体
	サ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 ^(注3) (ク)医療法人 ^(注4)
	ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	
	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
	ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
ツ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村	

	上記（オ（ウ）、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、ツ及びテ）以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
--	--------------------------------	----------------------

（注1）別添4参照。

（注2）日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

（注3）地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

（注4）一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

（注5）（キ）及び（ク）については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

（交付額の算定方法）

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからivにより算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の（1）から（12）により交付算定基礎額を算出する。

（1）救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。

① 4の（1）のア、ウ、ケ、タ、チ及びテの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の（1）のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交

付算定基礎額とする。

イ 市町村（特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの(ア)の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事

業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のオの(イ)及びスの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のカの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のコの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のク、サ、ソ及びトの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の(1)のシの事業

ア 都道府県又は広域連合が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県又は広域連合が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補

助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑩ 4の(1)のセの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ)(イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ)(イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(2)のエの(ア)の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(2)のエの(イ)の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。

① 看護職員資質向上推進事業及び外国人看護師候補者就労研修支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア)別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 新人看護職員研修事業(新人看護職員研修事業医療機関受入研修事業)及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(就業環境改善支援事業)

)

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。))とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 病院内保育所運営事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 新人看護職員研修事業(多施設合同研修事業、研修責任者等研修事業及び新人看護職員研修推進事業)、看護職員確保対策特別事業及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(就業環境改善相談・指導者派遣事業及び多様な勤務形態導入研修事業)

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 訪問看護推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その

他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(7)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基

礎額とする。

② 4の(7)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。))とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(7) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の1から2分の1の範囲内の額とする。))を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(8) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(9) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(9)のア(アの(ウ)及び(キ)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)及び(イ)、コ並びにチの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(9)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

とを比較して少ない方の額を選定する。

- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。（イ）cにおいて同じ。）を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

ウ 4の(9)のアの(キ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(9)のウの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率

を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(9)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(9)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(9)のカからケ及びシからソの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(9)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ケ 4の(9)のタの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

コ 4の(9)のツ及びテの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。
- iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数 (イ) 8時間未満実施する場合 (54,200円－6,700円)×(8時間－実施時間)×実施日数 イ 午前8時から午後6時までの間に	小児救急電話相談事業に必要な報償費(医師等雇上謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、広報経費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(電話機、電話転送機器等)、備品購入費(電話機、電話転送機器等)、賠償責任保険料、委託	2分の1

		<p>において実施するもの。</p> <p>(ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数</p> <p>(イ) 8時間未満実施する場合 (54,200円－6,700円×(8時間－実施時間))×実施日数</p> <p>(ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。)</p> <p>(2) 運営経費 1,984千円×運営月数／12</p> <p>(3) 協議会経費 1か所当たり 333千円</p>	<p>料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
イ 小児初期	—	1か所当たり	小児初期救急セ 3分の1

救急センター 一運営事業		2,550 千円	センターの運営に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ウ 小児救急 地域医師研 修事業	—	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 研修経費 1 地区当たり 273 千円 (2) 協議会経費 1 か所当たり 1,012 千円	小児救急地域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託費（上記経費に該当するもの。） 小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
エ 共同利 用型病院運 営事業	—	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤	3分の1

		<p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570円×診療回数)</p> <p>(2) 休日C 1地区当たり 35,720円×診療日数</p> <p>(注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>	職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)	
オ 小児救急医療体制整備事業	(7) 小児救急医療支援事業	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区当たり 26,310円×診療日数</p> <p>(2) 休日C 1地区当たり 13,150円×診療日数</p> <p>(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	3分の1

		<p>割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。）</p> <p>1 地区当たり</p> <p>19,782 円×診療日数</p> <p>(4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。）</p> <p>1 地区当たり</p> <p>14,838 円×診療日数</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合</p> <p>1 地区当たり</p> <p>13,570 円×診療日数</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>		
	(イ)小児	1 か所当たり次の(1)	小児救急医療拠	2 分の 1

救急医療 拠点病院 運営事業	<p>及び(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 35,926 千円×運営月数 / 12</p> <p>(2) 夜間加算(労働基準法第 37 条第 1 項及び第 3 項に定める割増賃金(時間外(125/100 以上)及び深夜(150/100、160/100 又は 125/100 以上))を手当している場合に限る。)</p> <p>3,520 千円×運営月数 / 12</p> <p>(3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)</p> <p>6,781 千円×運営月数 / 12</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合</p> <p>12,403 千円×運営月数 / 12</p>	<p>点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等)、報償費(医師雇上謝金)</p>	
力 管制塔機	管制塔病	1 か所当たり	管制塔病院の運 3 分の 1

能を担う救急医療機関等運営事業	院	19,106 千円	営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、医療機器購入費、備品購入費	
	支援医療機関	<p>(1) 空床確保経費 1日1床当たり 29,110 円 (地域において1日8床を限度とする。)</p> <p>(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570 円</p>	<p>支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される額に確保する空床の数を乗じて得た額</p> $\frac{\text{入院診療収益} \times (\text{医業費用} - \text{材料費})}{\text{医業費用} / \text{病床数} / 365 \text{日}}$ <p>(2) 医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、</p>	3分の1

			賃金、報償費	
キ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	—	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3分の1
ク 受入困難事案患者受入医療機関支援事業	—	（医療機関を固定する場合） 1日1床当たり 29,110円 （医療機関を固定しない場合） 受入1件当たり 8,870円	受入困難事案患者の受入に必要な空床確保等にかかる経費 医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される額に確保する空床の数又は受入回数を乗じて得た額 入院診療収益× （医業費用－材料費）／医業費用／病床数／365日	3分の1
ケ 救急医療専門領域医師研修事業	—	研修1分野当たり 1,595千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、材料費（実習材料費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
コ 救命救急センター運営事業	救命救急センター	1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額と	救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備	3分の1

- する。
- ① 30床以上の運営の場合
 $174,282 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$
 (ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり
 $5,382 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。)
- ② 20床の運営の場合
 $125,157 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$
 (ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されるものに限る。)は、1床当たり
 $3,222 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。)
- ③ ドクターカーの運転手を確保する場合
 $4,701 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$
- ④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
 $13,265 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$
 (ただし、別添2に
- 品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)

定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとし
る。)

⑥小児救急専門病床
に医師、看護師を
専任で確保する場
合 55,967千円×確
保月数／12

⑦重症外傷の外科系
専門医を専任で確
保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(2) 在日外国人にかか
る前年度の未収金
(1か月1人当たり20
万円超)に限って20
万円を超える部分

地域救命
救急セン
ター

1か所当たり次の(1)
及び(2)により算出さ
れた額の合計額とする
。
(1) 次の①から⑥によ
り算出された額の合
計額に別添2に定め
る充実段階に基づく

地域救命救急セ
ンターの運営に
必要な給与費(常
勤職員給与費、非
常勤職員給与費、
法定福利費等)、材
料費(薬品費、診療

3分の1

			<p>率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合 $98,921 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり5,589千円×運営月数／12を加算する。)</p> <p>② ドクターカーの運転手を確保する場合 $4,701 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$</p> <p>③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,265 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,265 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>⑤ 小児救急専門病床</p>	<p>材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)</p>
--	--	--	--	--

		<p>に医師、看護師を専任で確保する場合 55,967 千円×確保月数／12</p> <p>⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,265 千円×確保月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1 か月 1 人当たり 20 万円超)に限って 20 万円を超える部分</p>		
サ 小児救命救急センター運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 213,119 千円×運営月数／12</p> <p>(2) 研修事業を行っている場合 1 か所当たり 9,007 千円</p>	小児救命救急センターの運営に必要な給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、材料費 (給食材料費、医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費等)、経費 (消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、旅費、研究研修費、図書費等、減価償却費	3 分の 1
シ ドクターヘリ導入促進事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 日中飛行分</p> <p>① ドクターヘリ運航経費</p>	ドクターヘリの運航に必要な委	

		<p>1か所当たり 188,886千円×運営 月数/12</p>	<p>託費（ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守料 、災害補償費（ 航空保険料）等 ）</p>
	<p>② 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり 17,422千円×運営 月数/12</p>		<p>ドクターヘリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与 費、法定福利費 等）</p>
	<p>③ 運航連絡調整員 確保経費 1か所当たり 1,942千円×運営 月数/12</p>		<p>ドクターヘリ の運航連絡調 整員の確保に 必要な給与費 （非常勤職員 給与費、法定 福利費等）、 賃金、委託料 （上記経費に 該当するもの 。）</p>
	<p>④ ドクターヘリ運航 調整委員会経費 1か所当たり 3,515千円</p>		<p>ドクターヘリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（</p>

		会場借料)、役務費(通信運搬費等)
	(2) 夜間飛行(運航時間延長)分	
	① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり 91,878千円×運営月数/12	ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等)
	② 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)
	③ 照明器具設置経費 1か所当たり 21,000千円	夜間搬送(運航時間の延長)のための照明器具設置に必要な報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信

			運搬費)、使用料及び賃借料(照明機器)、機器据付費、備品購入費(照明機器)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
ス 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1 か所当たり 1,369 千円	救急救命士の資格を有する救急救隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(指導医謝金)	2 分の 1
セ 小児集中治療室医療従事者研修事業	—	1 か所当たり 12,612 千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、賃金(事務職員雇上経費)、委託費(上記経費に該当するもの。)	2 分の 1

<p>ソ 救急勤務 医支援事業</p>	<p>—</p>	<p>1人1回当たり 休日 13,570円 (日中) 夜間 18,659円 (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。</p>	<p>休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当(医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。)</p>	<p>3分の1</p>
<p>タ 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業</p>	<p>—</p>	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1か所当たり 405千円 (2) 指導者の養成経費 1か所当たり 175千円</p>	<p>自動体外式除細動器(AED)協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。) 自動体外式除細動器(AED)指導者の養成に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、</p>	<p>2分の1</p>

		印刷製本費)、 使用料及び賃借 料(会場借料) 、役務費(通信 運搬費等)、委 託料(上記経 費に該当するも の。)
(3) 講習会等経費		自動体外式除細 動器(AED)
1か所当たり		の普及のための
ア 初年度	10,963 千円	講習等に必要な
イ 2年目以降	1,886 千円	賃金、報償費(
		講師謝金)、旅 費、需用費(消 耗品費、印刷製 本費)、使用料 及び賃借料(会 場借料)、役務 費(通信運搬費 等)、備品購入 費(実習用備品)、委託料(上 記経費に該当す るもの。)
(4) 普及啓発会議等 経費		自動体外式除細 動器(AED)
1県当たり	799 千円	の消耗品等交換 普及啓発会議等 のためのに必要 な諸謝金、委員 等旅費、会議費 、賃金(事務職 員雇上経費)、 会場借料、通信 運搬費

		(5) 消耗品交換推進事業 1 県当たり 1,288 千円	自動体外式除細動器 (AED) の消耗品等交換推進事業のために必要な報償費 (諸謝金)、給与費 (非常勤職員給与)、需用費 (消耗品費)、賃金 (事務職員雇上経費)、旅費	
チ 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) 運営事業	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) の運営に必要な給料、職員手当 (扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当)、賃金、報償費 (委員謝金)、旅費 (委員旅費)、需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費)、役務費 (通信運搬費)、使用料及び賃	3 分の 1

			借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ツ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業	—	20,000 千円	救急医療情報システム及び周産期救急情報システムの機能強化に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（システム機器）、機器据付費、備品購入費（	2分の1

				システム機器) 、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	テ 救急患者受入コーディネーター事業	—	1か所当たり 29,625千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
	ト 救急患者退院コーディネーター事業	—	1か所当たり 9,724千円×事業月数/12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	3分の1
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	—	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。 (1)周産期医療協議会 637千円 (2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (3)相談事業 ① 専門相談設置費	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付	3分の1

		<p>264 千円×実施月数</p> <p>② 啓発普及費 193 千円</p> <p>(4) 周産期医療関係者の研修事業 874 千円</p> <p>(5) 周産期医療調査・研究事業 1,005 千円</p> <p>(6) NICU入院児支援事業 5,510 千円</p>	料、備品購入費	
		<p>(7) 搬送コーディネーター事業 29,625 千円</p>		2分の1
イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額とする。</p> <p>①MFICU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,008 千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院等 5,883 千円×病床数×事業月数/12</p>	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>②NICU運営費 特別交付税措置の 対象とならない民間 病院等 3,419千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 特別交付税措置の 対象とならない民間 病院等 1,584千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当 たり 13,570円</p>		
	地域周産 期母子医 療センタ ー	<p>次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。</p> <p>(1) 1か所につき、該 当する次の①から③ により算出された額 とする。</p> <p>①MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の 対象となる公立病院 の場合 8,658千円×病床数 ×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病 院等の場合 12,533千円×病床 数×事業月数/12</p>	地域周産期母子 医療センター運 営事業に必要な 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費、旅費 、需用費（消耗 品費、燃料費、 食糧費、印刷製 本費、光熱水費 、修繕料、医薬 材料費）、役務 費（通信運搬費 ）、委託料、使 用料及び賃借料 、備品購入費、 減価償却費、資 産消耗費	3分の1

			<p>②NICU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,469千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) (ア)以外の民間病院の場合 8,762千円×病床数×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費</p> <p>(ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 811千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(イ) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,408千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円</p>		
			<p>(3) 母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れ</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費</p>	<p>3分の1</p>

		る体制を整える場合 17,917千円×事業月 数/12とする。		
		(4) 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する 場合 13,100千円×確保月 数/12	麻酔科医の配置 に必要な報酬、 給料、賃金、職 員手当等、共済 費	3分の1
		(5) 臨床心理技術者配 置加算 臨床心理技術者を確 保する場合 5,963千円×確保月 数/12	臨床心理技術者 の配置に必要な 報酬、給料、賃 金、職員手当等 、共済費	3分の1
ウ 新生児医 療担当医確 保支援事業		新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新 生児を担当する 医師の処遇改善 を目的として支 給されるNICUに 入院する新生児 に応じて支給さ れる手当(新生 児担当医手当等)	3分の1
エ NICU等長 期入院児支 援事業	(ア) 地域 療育施設 運営事業	1か所につき、 次により算出された額 23,655千円×事業月 数/12 ※4床以上整備する場 合は、 1床あたり7,885千円 を増額する。 (ただし10床を限度 とする。)	地域療育支援施 設運営事業に必 要な報酬、給料 、賃金、職員手 当等、共済費、 旅費、需用費(消 耗品費、燃料 費、食料費、印 刷製本費、光熱 水費、修繕量、 医薬材料費、給	2分の1

			食材料費、職員被服費、運営事務費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費	
	(イ) 日中一時支援事業	(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日中一時支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費	3分の1
		(2) 看護師等確保経費 看護師 1日6,350円 看護助手等 1日5,320円	(2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)	

<p>(3) 看護職員確保対策事業</p>	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p>	<p>—</p>	<p>次の(1)から(9)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 看護職員専門分野 研修 ア 看護職員専門分野 受講者1人あたり 105千円 イ 認定看護師追加 研修 受講者1人あたり 121千円 円 (ただし、看護職員専門分野研修と認定看護師追加研修を一体的に行う場合は1人あたり226千円とする。)</p> <p>(2) 中堅看護職員実務</p>	<p>看護職員資質向上推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費(上記経費に該当するもの)</p>	<p>定額</p>

研修

次のア及びイの合計額とする。

ア 短期研修

1 実施単位当たり
604 千円

イ 中期研修

1 か所当たり
3,192 千円

(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業

次のア及びイの合計額とする。

ア がん

1,966 千円

イ 糖尿病

1,966 千円

(4) 看護教員養成講習会事業

次のア～エの合計額とする。

ア 看護教員養成講習会

1 か所当たり
7,056 千円

受講者 30 人以上 1
人増す毎に

230 千円

イ 教務主任養成講習
会

受講者 1 人につき

606 千円

ウ 保健師・助産師教
員養成講習会

受講者 1 人につき

280 千円

エ 他県受入加算

受入人数 1 人ごとに

40 千円

(5) 看護教員継続研修
事業

1,219 千円

(6) 実習指導者講習会
事業

2,493 千円

(7) 協働推進研修事業

5,434 千円

(8) 潜在看護職員復職
研修事業

ア 潜在看護職員研
修

1,481 千円

イ 潜在助産師研修

1,481 千円

(9) 院内助産所・助
産師外来助産師等
研修事業

1,801 千円

イ 新人看護 職員研修事 業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費</p> <p>ア 新人看護職員等 が1名するとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合732千円とする。)</p> <p>イ 新人看護職員等 が2名以上するとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に</p>	2分の1
----------------------	---	--	---	------

			<p>以上の場合に5名ごとに 215千円</p> <p>(注) 新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>	<p>必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p>
		<p>(3) 医療機関受入研修事業</p> <p>ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円</p> <p>イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円</p> <p>ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円</p> <p>エ 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり</p>		<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

849 千円
 オ 20 名以上受け入
 れる場合

1 施設当たり

1,132 千円

カ 受け入れる新人
 看護職員数が 20
 名を超える場合

1 名増すごとに

45 千円

(注)

1 医療機関受入研修
 事業は複数月で実施
 すること。

2 医療機関受入研修
 事業における受入人
 数については、1 人
 当たり年間 40 時間
 で 1 人とし、上限は
 30 人とする。なお、
 1 人 40 時間に満た
 ない場合は、複数人
 で 40 時間となれば
 1 人とする。

次の(4)から(6)により
 算出された額の合計額
 とする

(4)多施設合同研修事
 業

ア 新人看護職員合
 同研修

1,009 千円

イ 新人助産師合同
 研修

1,009 千円

多施設合同研修
 事業の実施に必
 要な賃金、報償
 費、委員等旅費
 、需用費（消耗
 品費、印刷製本
 費、会議費）、
 役務費（通信運
 搬費、雑役務費
 ）、使用料及び

定額

			賃借料、備品購入費（演習用に限る。）、委託料（上記経費に該当するもの。）)	
		(5) 研修責任者等研修事業	研修責任者等研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		ア 研修責任者研修		
		1,171 千円		
		イ 教育担当者研修		
		1,171 千円		
		ウ 実地指導者研修		
		1,171 千円		
		(6) 新人看護職員研修推進事業	新人看護職員研修推進事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		次のア及びイの合計額とする		
		ア 協議会経費		
		2,307 千円		
		イ アドバイザー派遣経費		
		170 千円		
ウ 病院内保	—	各病院内保育施設につ	病院内保育所の	3分の1

育所運営事業

き、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。

(1) 基本額

ア A型特例

1人×180,800円×
運営月数

イ A型

2人×180,800円×
運営月数

ウ B型

4人×180,800円×
運営月数

エ B型特例

6人×180,800円×
運営月数

(2) 加算額

ア 24時間保育を行っている施設

23,410円×運営日数

イ 病児等保育を行っている施設

187,560円×運営月数

数

ウ 緊急一時保育を行っている施設

20,720円×運営日数

エ 児童保育を行っている施設

10,670円×運営日数

運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）

		<p>オ 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)</p>		
エ 看護職員確保対策特別事業	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。） 、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料） 、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
オ 訪問看護推進事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)訪問看護推進協議会 次のアからウにより算出された額の合計額とする。</p> <p>ア 訪問看護推進協議会経費 519千円</p> <p>イ 事務局(訪問看護推進室)経費</p>	<p>訪問看護推進協議会及び事務局（訪問看護推進室）の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料</p>	2分の1

<p>2,581 千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)</p>	<p>及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>ウ 実態調査費 722 千円</p>	<p>実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>(2)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次のアからウにより算出された額の合計額とする。</p>	<p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>
<p>ア 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,207 千円</p>	
<p>イ 医療機関の看護師の研修 603 千円</p>	
<p>ウ 訪問看護ステーション間の相互研修 969 千円</p>	
<p>(3)在宅医療普及啓発</p>	<p>在宅医療普及</p>

		<p>事業</p> <p>次のア及びイにより算出された額の合計額とする。</p> <p>ア フォーラム等開催経費 457 千円</p> <p>イ 普及啓発パンフレット作成等経費 435 千円</p>	<p>啓発事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業	—	<p>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 日本語習得支援事業 候補者等 1 人当たり 117 千円</p> <p>(2) 就労研修支援事業 1 か所当たり 461 千円</p>	<p>外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費</p>	定額
キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業環境改善相談・指導者派遣事業</p> <p>ア 総合相談窓口設置経費 3,911 千円</p> <p>イ アドバイザー派</p>	<p>就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な人件費、賃金、報償費、委員</p>	定額

		遣経費 684 千円	等旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		(2) 多様な勤務形態導入研修事業 824 千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		(3) 就業環境改善支援事業 1 か所当たり 2,261 千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑	2 分の 1

				役務費)	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	10 分の 10
		その他事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2 分の 1
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,148 千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製	定額

				本費、会議費) 、役務費（通信 運搬費）、使用 料及び賃借料、 委託料（上記に 該当するものに 限る。）	
	ウ 在宅歯科 医療連携室 整備事業	—	1 か所当たり 8,116 千円	在宅歯科医療連 携室整備事業に 必要な給料、賃 金、旅費、需用 費（消耗品費 、印刷製本費 、会議費）、 役務費（通信 運搬費）、使 用料及び賃借料 、医療機器購入 費、委託料（上 記に該当するも のに限る。）	定額
(5) 院内感 染地域支援 ネットワー ク相談事業	—	—	1 地域当たり 1,257 千円	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(6) 地域医 療対策事 業	ア 医療連携 体制推進事 業	—	1 か所当たり 5,170 千円	医療連携体制推 進事業に必要な 報酬、共済費、 賃金、報償費、	2分の1

			旅費、需要費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円 (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。) (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1

(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額
派遣医師 1 人当たり
1,250 千円 × 派遣月数

(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師 1 人 1 月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額

(入院診療収益
+ 外来診療収益
- (人件費(医療職) + 材料費 + その他の経費))
/ 医師数(常勤 + 非常勤) × 1
/ 12

(4) 派遣医師の海外研修等経費
派遣医師 1 人当たり
2,064 千円

(4) 派遣医師の海外研修等に必要な謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、図書購入費、研究研

				修費	
(7) 女性医師等就労支援事業	—	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	女性医師等就労支援事業に必要な次に掲げる経費	2分の1
			(1) 相談窓口経費 7,093 千円	事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
			(3) 病院研修及び就労環境改善経費 1か所当たり 11,938 千円	病院が行う復職研修及び職場環境の整備に必要な給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品	

				費、印刷製本費) 役務費 (通信 運搬費、雑役務 費)、使用料及 び賃借料、備品 購入費、図書購 入費、委託料 (上 記経費に該当 するもの。)	
(8) 産科医 等育成・ 確保支援 事業	ア 産科医等 確保支援事 業	—	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う 産科・産婦人科 医及び助産師に 対して、処遇改 善を目的として 分娩取扱件数に 応じて支給され る手当 (分娩手 当等)	3 分の 1
	イ 産科医等 育成支援事 業	—	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後 、指導医の下、 研修カリキュラ ムに基づき産科 ・産婦人科の研 修を受けている 者に対して、処 遇改善を目的と して支給される 手当 (研修医手 当等)	3 分の 1
(9) 医療提 供体制設備 整備事業	ア (ア) 休日夜 間急患セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	(1) 人口 10 万人以上 の場合 1 か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセ ンターについては 10,500 千円を限度と する。)	休日夜間急患セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3 分の 1

		(2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)		
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 21,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000 千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の備品購入費	3 分の 1
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,650 千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救	医療機器	次の(1)から(5)により	救命救急センタ	3 分の 1

急センター
一設備整備
事業

	<p>算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>1 か所当たり 244,650 千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p>	<p>一として必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費</p>
ドクターカー	<p>1 か所当たり 56,068 千円</p>	<p>ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費</p>
心電図受信装置	<p>1 か所当たり 2,650 千円</p>	<p>心電図受信装置の購入費</p>

	無線装置	1 か所当たり 1,050 千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1 か所当たり 84,000 千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1 か所当たり 8,155 千円		
	急性中毒用医療機器	1 か所当たり 30,583 千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 11,025 千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1 か所当たり 23,934 千円 (2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 27,835 千円 イ 診療所 22,055 千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1

		機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)		
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 31,500千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 25,200千円 (1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の1
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の1
	ドクターカー	1か所当たり 30,583千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
(ウ) 地域療	医療機器	1か所当たり	地域療育支援施	2分の1

育支援施設 設備整備事 業		3、150千円×病床数 (※ただし10床分を 限度とする)	設として必要な 医療機器等の備 品購入費	
エ 共同利用 施設設備整 備事業	共同利用 高額医療 機器	1か所当たり 210,000千円	共同利用施設又 は地域医療支援 病院として必要 な共同利用高額 医療機器の購入 費	3分の1
オ (ア) 基幹災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 30,583千円	基幹災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 18,350千円	地域災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(ウ) NBC 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	NBC災 害・テロ 対策用医 療機器等	1か所当たり 32,228千円	NBC災害及び テロ発生時にお ける災害・救急 医療提供体制整 備に必要な医療 機器等の購入費	2分の1
カ がん診療 施設設備整 備事業	医療機器 等	1か所当たり 31,500千円 (ただし、1品目の価 格が、52,500千円を 超えるもので厚生労 働大臣が認めるもの については、31,500 千円を超えない範囲 で加算することがで きる。)	がん診療施設と して必要ながん の医療機器及び 臨床検査機器等 の備品購入費	3分の1
キ 医学的リ ハビリテー	医療機器	1か所当たり 10,500千円	医学的リハビリ テーション施設	3分の1

シ ョ ン 施 設 設 備 整 備 事 業			として必要な医療機器の備品購入費	
ク 人工腎臓 装置不足地 域設備整備 事業	人工腎臓 装置	1 か所当たり (1) 多人数用 13,440 千円 (2) 単身用 6,825 千円	人工腎臓装置の 購入費	3 分の 1
ケ H L A 検 査センター 設備整備事 業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	組織適合検査に 必要な備品購入 費（検査機器、 臓器保存器）	2 分の 1
コ 院内感染 対策設備整 備事業	初度設備	病院の医療法上の総許 可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,019 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,325 千円 (3) 100 床以上 200 床未満 2,141 千円 (4) 200 床以上 300 床未満 3,262 千円 (5) 300 床以上 4,383 千円	病院の院内感染 の拡大防止に必 要な自動手指消 毒器の購入費	3 分の 1
サ 環境調整 室設備整備 事業	検査機器	1 か所当たり 37,000 千円	環境調整室に必 要な検査機器（ 化学物質注入装 置、化学物質分 析装置、近赤外 線ヘモグロビン 酸素濃度測定器 ）の備品購入費	3 分の 1
シ 看護師等 養成所初度 設備整備事 業	初度設備	1 か所当たり 13,335 千円 （ただし、助産師養成 所にあつては、21,735 千円とする。）	標本、模型及び 教育用機械器具 等の購入費	2 分の 1

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 14,175 千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあっては、7,087 千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2 分の 1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1 か所当たり 2,650 千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2 分の 1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 11,000 千円	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2 分の 1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1 か所当たり 210,000 千円	内視鏡手術の研究に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2 分の 1
チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 3,811 千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
ツ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1 台当たり 2,701 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 1
	ワゴン車等	1 台当たり 1,407 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
テ 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 3,638 千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ (ア) 小児救急医療支援事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 シ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(9) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	3分の2	2分の1

	備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 ツ 医療機関アクセス支援車整備事業 テ 在宅歯科診療設備整備事業		
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表 4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児初期救急センター運営事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療体制整備事業 (ア) 小児救急医療支援事業 (イ) 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 自動体外式除細動器 (AED) の	A 救急医療等対策 (運営費)

	<p>普及啓発事業</p> <p>テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>	
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ 新生児医療担当医確保支援事業</p> <p>エ NICU等長期入院児支援事業</p> <p>(ア) 地域療育支援施設運営事業</p> <p>(イ) 日中一時支援事業</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 新人看護職員研修事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	B 看護職員等確保対策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p>ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>	
(5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 地域医療対策事業	<p>ア 医療連携体制推進事業</p> <p>イ 医師派遣等推進事業</p>	
(7) 女性医師等就労支援事業	—	
(8) 産科医等育成・確保支援事業	<p>ア 産科医等確保支援事業</p> <p>イ 産科医等育成支援事業</p>	
(9) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事</p>	D 地域医療確保等対策（設備費）

業

(イ) 小児初期救急センター設備整備事業

(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型
病院設備整備事業

(エ) 救命救急センター設備整備事業

(オ) 高度救命救急センター設備整備事業

(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

(キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業
ウ

(ア) 小児医療施設設備整備事業

(イ) 周産期医療施設設備整備事業

(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

オ

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

(イ) 地域災害医療センター設備整備事業

(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ H L A 検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

ツ 医療機関アクセス支援車整備事業

テ 在宅歯科診療設備整備事業

シ 看護師等養成所初年度設備整備事業

E 看護職員等確保対

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	策（設備費）
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点

(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数

師派遣人数（5点）	に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付基礎額の下限）

7 交付の決定において4の（9）の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(9) 医療提供体制設備整備事業		
ア（ア）休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア（イ）小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア（ウ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア（エ）救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア（オ）高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア（カ）小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ア（キ）小児集中治療室設備整備事業	1品につき	100千円
ウ（ア）小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ（イ）周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ウ（ウ）地域療育支援施設設備整備事業	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ（ア）基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ（イ）地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
	(ただし、助産師養成所にあつては、1品につき 10千円)	
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
ツ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
テ 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けな

なければならない。（それぞれの事業の30%以内の変更（ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）

イ 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県又は広域連合は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合

には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「広域連合の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「広域連合」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事又は広域連合の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は広域連合の長に報告があつた場合には、当該消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は広域連合に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1)のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2)のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった

場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び (3) により付した条件に基づき都道府県知事又は広域連合の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事又は広域連合の長は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により 6、10、11 及び 14 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- (1) 充実段階Aは、100%
- (2) 充実段階Bは、90%
- (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

種 別	保育児童
A型特例	1人
A 型	4人
B 型	10人
B型特例	18人

表1 上限人数

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

- 注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- (3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別添4)

◎ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

— 抜粋 —

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(別紙)

医療提供体制施設整備交付金交付要綱（案）

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく管制塔病院へのヘリポート設置に係る施設整備事業

(4) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(6) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(7) 小児集中治療室施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室施設整備事業

(8) 小児医療施設施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(9) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(10) 地域療育支援施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく地域療育支援施設施設整備事業

(11) 共同利用施設施設整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(12) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」(以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づく医療施設近代化施設整備事業

(13) 不足病床地区病院施設整備事業

次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増築の場合

増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

(14) 基幹災害医療センター施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づく基幹災害医療センター施設整備事業

(15) 地域災害医療センター施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害医療センター施設整備事業

(16) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」(以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。)に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(17) がん診療施設施設整備事業

がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業

(18) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(19) 腎移植施設施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(20) 特殊病室施設整備事業

平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(21) 肝移植施設施設整備事業

平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(22) 治験施設施設整備事業

平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(23) 病児・病後児保育施設施設整備事業

平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業

(24) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(4)、(8)、(13)、(17)、(18)、(19)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(25) 地震防災対策医療施設耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地震防災対策医療施設耐震整備事業

(26) 医療施設耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業

(27) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

- (28) 看護師勤務環境改善施設整備事業
看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業
- (29) 看護師宿舎施設整備事業
看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師宿舎施設整備事業
- (30) 病院内保育所施設整備事業
看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく病院内保育所施設整備事業
- (31) 院内感染対策施設整備事業
平成5年6月15日健政発第387号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業について」に基づく院内感染対策施設整備事業
- (32) 医療機器管理室施設整備事業
平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業
- (33) 地球温暖化対策施設整備事業
平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業
- (34) 内視鏡訓練施設施設整備事業
平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設施設整備事業
- (35) 看護師等養成所施設整備事業
看護師等養成所の施設整備事業
- (36) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業
看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師養成所修業年限延長施設整備事業
- (37) 看護教員養成講習会施設整備事業
看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護教員養成講習会施設整備事業
- (38) 歯科衛生士養成所施設整備事業
平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づく歯科衛生士養成所施設整備事業

(交付金事業者)

5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(34)に掲げる交付対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(13)、(18)及び(24)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(11)、(22)、(26)、(28)、(29)、(31)、(32)及び(34)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。

なお、(13)、(18)及び(24)以外の交付対象事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じて、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(2) 4の(35)から(38)の交付対象事業

(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 公的団体

ただし、(ア)及び(エ)については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）若しくは歯科衛生士養成所に限る。

また、(35)及び(38)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者に限る。

(交付金の対象除外)

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

(1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(3) 別表1の第1欄のAに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。

(4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(35)から(38)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

(交付金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

ただし、事業区分Aにおける事業区分(14)、(15)、事業区分における(25)、(26)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業 (7) 小児集中治療室施設整備事業 (8) 小児医療施設施設整備事業 (9) 周産期医療施設施設整備事業 (10) 地域療育支援施設施設整備事業 (11) 共同利用施設施設整備事業 (12) 医療施設近代化施設整備事業 (13) 不足病床地区病院施設整備事業 (14) 基幹災害医療センター施設整備事業 (15) 地域災害医療センター施設整備事業 (16) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (17) がん診療施設施設整備事業 (18) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (19) 腎移植施設施設整備事業 (20) 特殊病室施設整備事業 (21) 肝移植施設施設整備事業 (22) 治験施設施設整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(23) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (24) 特定地域病院施設整備事業 (25) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (26) 医療施設耐震整備事業 (27) アスベスト除去等整備事業 (28) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (29) 看護師宿舎施設整備事業 (30) 病院内保育所施設整備事業 (31) 院内感染対策施設整備事業 (32) 医療機器管理室施設整備事業 (33) 地球温暖化対策施設整備事業
C 医療従事者の養给力の充実に係る事業	(34) 内視鏡訓練施設施設整備事業 (35) 看護師等養成所施設整備事業 (36) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業

	(37) 看護教員養成講習会施設整備事業
	(38) 歯科衛生士養成所施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口 10 万人以上の場合 150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m ² を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15 m ² を加算し、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15 m ² を加算する。)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室・心臓病専用病室(CCU)・脳卒中専用病室(SCU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基	心臓病専用病室(CCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修

	<p>準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15 m²×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とする。)</p>	<p>に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
	<p>脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15 m²×脳卒中専用病床数 (ただし、2床を限度とする。)</p>	<p>脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
(3) 救急ヘリポート施設整備事業	<p>ヘリポート1か所当たり 36,909千円</p>	<p>管制塔病院へのヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
(4) 救命救急センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 2,300 m² (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30 m²を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15 m²を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m²を加算する。)</p>	<p>救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発電室 等)</p> <p>(4) 脳卒中専用病室(SCU)</p> <p>(5) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)</p> <p>(6) 心臓病専用病室(CCU)</p> <p>(7) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)</p>

	<p>ヘリポート1か所当たり 58,808千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>
	<p>小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数 (ただし、6床を限度とする。)</p>	<p>小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>
	<p>心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>心臓病専用病室(CCU)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>
	<p>重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>
	<p>補強が必要と認められるもの</p>	<p>救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物</p>

	<p>基準面積 2,300 m²×32,700 円</p>	<p>に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m²</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室 等</p>
<p>(6) 小児初期救急センター施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m²</p>	<p>小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>(7) 小児集中治療室施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 1 か所あたり 20 m²×小児集中治療室病床数</p>	<p>小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(小児集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
<p>(8) 小児医療施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1,300 m² (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 800 m² (3) 小児総合病院 4,000 m²</p>	<p>小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p>
<p>(9) 周産期医療施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。)</p>

	500 m ² (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 300 m ²	(病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(10) 地域療育支援 施設施設整備事業	地域療育支援施設を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 1床あたり130 m ² (ただし、10床を限度とする。)	地域療育支援施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(病室、浴室、診療室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(11) 共同利用施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300 m ² (2) 開放型病棟 一般病床×1床当たり 基準面積 (1床当たり基準面積) 耐火構造 13.88 m ² ブロック・木造 12.56 m ² (ただし、50床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(12) 医療施設近代 化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 ただし、平成17年度以前からの継続整備事業で、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第137号)による補助を受	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

	<p>けている事業者については、補助開始年度における当該交付要綱に定める単価を適用する。</p> <p>(1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p> <p>(ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p>	<p>(1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</p> <p>ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門</p> <p>(ア) 患者療養環境改善整備</p> <p>(イ) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備</p> <p>(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p>
--	---	--

	<p>ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 588 千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり 2,935 千円×整備後の療養病床の病床数</p> <p>ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16</p>	<p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
--	---	--

	<p>㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備 区域の病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併 せて行う場合 15㎡×整備後の整備区 域の病床数</p> <p>(4) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に 別表3に定める単価を乗 じた額とする。 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡</p> <p>イ 改修等により療養病床 を整備する診療所 1床当たり2,935千円 ×整備後の療養病床の 病床数</p> <p>(5) 療養病床療養環境改善事 業 ア及びイに掲げる基準面 積(=ア+イ)に別表3に定 める単価を乗じた額と、ウ により算定された額との合 計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室</p>	<p>(4) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エック ス線室、暗室、待合室、看護師詰 め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、 附属設備、救急患者搬入口、スロ ープ、療養指導室 等)</p> <p>ただし、改修等により療養病床を 整備する診療所にあつては、次の とおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、談話室、機能訓練室、 浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊 下、便所、暖冷房、附属設備 等(外 来部門を除く。))</p> <p>(5) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附 属設備 等)</p>
--	---	--

	<p>1 施設当たり 40 m²</p> <p>イ 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1 m²</p> <p>ウ 浴室 浴室 1 か所当たり 8,581 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、17,162 千円とする。</p> <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。） × 1 床当たり単価</p> <p>(1 床当たり単価)</p> <p>新築 3,031 千円 改築 3,637 千円 改修 1,516 千円</p> <p>イ 病院又は有床診療所を</p>	<p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（6 の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。))</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所</p>
--	---	--

	<p>廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合</p> <p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 160 m²</p>	<p>(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>
(13) 不足病床地区病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。)</p> <p>(2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。)</p> <p>(1床当たり基準面積)</p> <p>耐火構造 21.00 m²/床</p> <p>ブロック・木造 18.84 m²/床</p>	<p>不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p>
(14) 基幹災害医療センター施設整備事業	<p>補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積 2,300 m²×32,700円</p>	<p>基幹災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>備蓄倉庫1か所当たり 120,814千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>自家発電装置1か所当たり 145,381千円</p>	<p>自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>受水槽1か所当たり</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工</p>

	133,974 千円	事請負費
	研修部門 1 か所当たり 92,935 千円	研修部門整備に必要な工事費又は 工事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 108,954 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
(15) 地域災害医療 センター施設整 備事業	補強が必要と認められるも の 基準面積 2,300 m ² ×32,700 円	地域災害医療センターとして必要 な新築、増改築に伴う補強及び既存 建物に対する補強に要する工事費又 は工事請負費
	備蓄倉庫 1 か所当たり 34,076 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は 工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 145,381 千円	自家発電装置整備に必要な工事費 又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 133,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工 事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 58,808 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
(16) 院内助産所・助 産師外来施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 30 m ²	院内助産所・助産師外来の開設 に必要な増改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費
(17) がん診療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 1,300 m ²	がん診療施設として必要な次の各 部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、 手術室、がん治療室 等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、 患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所 等)
(18) 医学的リハビ リテーション施 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 450 m ²	医学的リハビリテーション施設と して必要な次の各部門の新築、増改 築に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、 水治療室、電気マッサージ室、診察 室、休養室、待合室、倉庫、便所 等)

(19) 腎移植施設 設備整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 100 m ²	腎移植施設として必要な次の部門 の新築、増改築に要する工事費又は 工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備 を含む。)
(20) 特殊病室施設 整備事業	1室当たり 50,570千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な 工事費又は工事請負費
(21) 肝移植施設 設備整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 100 m ²	肝移植施設として必要な次の部門 の新築、増改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備 を含む。)
(22) 治験施設 設備整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、そ の他) 75 m ²	治験施設として必要な次の各部門 の新築、増改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事 務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談 室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管 理室、調剤室 等)
(23) 病児・病後児保 育施設 設備整備 事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 利用(増加)定員×7.2 m ² ただし、改修の場合は、厚 生労働大臣が必要と認めた額	病児・病後児保育施設として必要 な新築、増改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費

<p>(24) 特定地域病院 施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。)</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 改築の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡ (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡×32,700円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×32,700円</p>	<p>特定地域病院の次の各部門の改築、改修(補強)に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p> <p>(2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)</p>
<p>(25) 地震防災対策 医療施設耐震整備事業</p>	<p>補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300㎡×32,700円</p>	<p>耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>

	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 25,742千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費
(26) 医療施設耐震整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×32,700円 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² ×155,000円	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(27) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 34,300円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費
(28) 看護師勤務環境改善施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 1看護単位につき 50 m ² ナースコールを更新付設する場合は1 m ² 当たり 114,200円を加算する。	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室 等
(29) 看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師1人当たり 33 m ²	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)
(30) 病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5 m ² (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

(31) 院内感染対策施設整備事業	1室当たり 10,644 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は 24,225 千円を加算する。	病院の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費
(32) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ²	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(33) 地球温暖化対策施設整備事業	1か所当たり 94,000 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(34) 内視鏡訓練施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30 m ² (ただし、1,000 m ² を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(35) 看護師等養成所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20 m ² (ただし、2年課程(通信制)は3 m ²) イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17 m ² (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

	<p>当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</p>	
(36) 看護師養成所 修業年限延長施設 整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 1 学年定員×20㎡</p>	看護師養成所の修業年限を延長するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(37) 看護教員養成 講習会施設整備 事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 80㎡</p>	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な新築、増改築若しくは改修に要する工事費又は工事請負費
(38) 歯科衛生士養成 所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 1 学年定員×20㎡</p>	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費及び工事請負費

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 建築面積が基準面積を下回る場合は、当該建築面積を基準面積とする。

3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	132,300	126,000	119,700	113,400
		ブロック	115,300	109,800	104,300	98,800
		木造	132,300	126,000	119,700	113,400
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (7) 小児集中治療室施設整備事業 (32) 医療機器管理室施設整備事業 (34) 内視鏡訓練施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
(8) 小児医療施設施設整備事業 (10) 地域療育支援施設施設整備事業 (11) 共同利用施設施設整備事業 (13) 不足病床地区病院施設整備事業 (17) がん診療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800

(18) 医学的リハビリテーション施設整備事業 (24) 特定地域病院施設整備事業						
(9) 周産期医療施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(12) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
	(16) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (23) 病児・病後児保育施設整備事業 (28) 看護師勤務環境改善施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900
ブロック			146,700	139,700	132,600	125,700
木造			168,000	159,900	151,900	143,900
(19) 腎移植施設整備事業 (21) 肝移植施設整備事業		鉄筋コンクリート	398,500	398,500	398,500	398,500
(22) 治験施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	154,700	147,400	140,100	132,600
		ブロック	135,400	129,000	122,600	116,100

(29) 看護師宿舎施設整備事業	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600
	ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
	木造	187,400	178,500	169,500	160,600
(30) 病院内保育所施設整備事業	鉄筋コンクリート	155,800	148,300	140,900	133,500
	ブロック	136,400	129,900	123,400	116,900
	木造	155,800	148,300	140,900	133,500
(35) 看護師等養成所施設整備事業 (36) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業 (37) 看護教員養成講習会施設整備事業 (38) 歯科衛生士養成所施設整備事業	鉄筋コンクリート	136,100	129,600	123,100	116,700
	ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
	木造	136,100	129,600	123,100	116,700

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (11) 医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区分	地域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県

C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(24)及び(27)から(33)に掲げる事業（ただし、4の(14)及び(15)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。）	0.33
4の(10)、(14)、(15)、(25)、(26)及び(34)から(38)に掲げる事業（ただし、4の(14)及び(15)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。）	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項（40点）

区 分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点 数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事業において国産材を使用するもの		使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項（15点）

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況（5点）	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする（各項目1点）。 （1）地域医療連携パスの作成 （2）IT等の活用による住民への情報提供 （3）IT等の活用による診療連携体制の構築 （4）医療従事者向けの研修会の実施 （5）その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 （1）20人以上：5点 （2）10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 （1）大学医学部における地域枠を設定 （2）医学部学生等への修学資金支援を実施 （3）ドクターバンクを設置 （4）小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 （5）自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付の条件）

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）交付対象事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号

の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下9において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ

この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「別紙8」とあるのは「別紙8に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり(6) のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙7」とあるのは「別紙7に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(8) (6) 及び (7) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙6により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10 又は 11 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

- 14 都道府県知事は、別紙 3 による毎年度 1 2 月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月 1 5 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 15 都道府県知事は、別紙 4 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙 5 による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 17 特別の事情により、7、10、11、14 及び 15 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び臨床研 修費等補助金交付要綱（案）

（通 則）

- 1 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年

厚生省
労働省
令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）における教育内容の向上、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

（交付の対象）

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）医療関係者養成確保対策費等補助金（医療従事者等確保対策費）

看護師等養成所運営事業

ア 平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う次に掲げる事業

（ア） 「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進事業

（イ） 看護師養成所修業年限延長促進事業

イ 看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業に対して都道府県が補助する次に掲げる事業

（ア） 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業

a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）

b 国家公務員共済組合及びその連合会

- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 一般社団法人及び一般財団法人

ただし、上記のうち f 及び g については、学校教育法第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

(イ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う
看護師等養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業

- a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
- b 国家公務員共済組合及びその連合会
- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 一般社団法人及び一般財団法人
- h その他厚生労働大臣が認める者

(ロ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う
助産師養成所開校促進事業

- a 日本赤十字社
- b 社会福祉法人
- c 全国厚生農業協同組合連合会
- d 国家公務員共済組合及びその連合会
- e 健康保険組合及びその連合会
- f 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- g 学校法人及び準学校法人
- h 医療法人
- i 一般社団法人及び一般財団法人
- j その他厚生労働大臣が認める者

(ハ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う
看護師養成所修業年限延長促進事業

- a 特別区及び市町村
- b 日本赤十字社
- c 社会福祉法人
- d 全国厚生農業協同組合連合会

- e 国家公務員共済組合及びその連合会
- f 健康保険組合及びその連合会
- g 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- h 学校法人及び準学校法人
- i 医療法人
- j 一般社団法人及び一般財団法人
- k その他厚生労働大臣が認める者

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業（医療従事者等確保対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会が行う事業

イ 看護職員確保対策特別事業（医療従事者等確保対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業

ウ 看護職員資質向上推進事業（医療従事者資質向上対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人日本訪問看護振興財団及びその他厚生労働大臣が認める者が行う看護職員専門分野研修

エ プログラム責任者養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

プログラム責任者講習会

臨床研修施設に勤務する歯科医師に対して、別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

歯科衛生士、歯科技工士の養成施設等で行われている臨床実習の実習指導者に対して、別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

キ 薬剤師生涯教育推進事業（医薬品適正使用推進費）

平成22年4月22日薬食発0422第12号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師生涯教育推進事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金（医療従事者資質向上対策費）

臨床研修事業等

ア 医師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知
「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者等が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知
「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

（交付額の算定方法）

4 これらの補助金の交付額は、次の（1）、（2）のア～キにより算出された額の合計額及び次の（3）により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）

ア 3の（1）のアに掲げる都道府県が行う事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通知「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法について」に定める「寄附金その他の収入額」をいう。以下（1）において同じ。）を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表10の都及び県にあつては、(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の（1）のイの(ア)～(エ)に掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業

(ア) 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表6の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表7の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 薬剤師生涯教育推進事業

(ア) 別表8の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除

した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表9の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)には、6に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては中国四国厚生局長、以下「地方厚生局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1によ

る調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（9）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（10）補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（11）都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（12）都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（10）までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において（1）から（4）まで、（6）及び（9）中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と（5）中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、（10）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

（13）（12）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。

（14）間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（15）補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に

対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

（申請の手続）

6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）都道府県以外が行う3の（3）のアの事業

（ア）補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、毎年度5月31日までに地方厚生局長に提出するものとする。

（2）都道府県が行う3の（3）のアの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに地方厚生局長に提出するものとする。

（3）都道府県以外が行う3の（3）のイの事業

（ア）補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（4）3の（1）、（2）及び都道府県が行う（3）のイの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には6に定める申請手続に従い毎年度1月20日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6の（1）の（ア）、（3）の（ア）若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（2）国は、6の（1）の（イ）、（2）、（3）の（イ）、（4）若しくは7

による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

- 9 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(3)のアの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(3)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)及び都道府県が行う(3)のイの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営業	a 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 以下同じ。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	b 看護師養成所修業年限延長促進事業 専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所	<p>a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 保健師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員^(注1)が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員^(注2)分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数^(注3)に1人当たり12,800円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業^(注4)実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業^(注4)実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)) 使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業^(注4)実施施設1か所当たり 4,510,000円</p> <p>(2年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円</p>	<p>(2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)</p> <p>(3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>8 助産師学生実践能力向上事業実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策補助金	看護師 等 養成 確保 対策 運 営 事 業	<p>3 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円</p> <p>ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業^(注4)実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 12,134,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所 (全日制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	<p>(定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表1.1に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,417,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(通信制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表1.1に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 17,121,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,615,000円</p> <p>エ 事務職員分として 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>5 准看護師養成所</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,080,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(注)</p> <p>1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>4 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業、新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づくへき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業</p> <p>(2) 新任看護教員研修事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく新任看護教員研修事業</p> <p>(3) 看護教員養成講習会参加促進事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく看護教員養成講習会参加促進事業</p> <p>(4) 助産師学生実践能力向上事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく助産師学生実践能力向上事業</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>c 助産師養成所開校促進事業</p> <p>専任教員配置経費 1 か所当たり 3, 316, 000円</p> <p>d 看護師養成所修業年限延長促進事業</p> <p>専任教員配置経費 1 か所当たり 3, 316, 000円</p>	<p>助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）</p> <p>看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）</p>

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	中央ナースセンター事業 (人件費)	14,369千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金
	中央ナースセンター事業 (運営事業費)	99,659千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、謝金、旅費(外国旅費を含む。)、消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、通信運搬費、保険料、広告料、雑役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	プログラム責任者講習会 3,097千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医導療者関等係養成種講習会施設業指	I 歯科技工士 888千円 II 歯科衛生士 3,303千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）

別表 8

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	21,054千円	薬剤師生涯教育推進事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、諸手当、社会保険料 事業主負担、報償費（謝金）、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）

別表 9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	<p>I 医 師</p> <p>◎ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を越える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）は、合計額に0.9を乗じた額とする。</p> <p>1 指導医経費 （1）指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 （67,000円／月額）×研修医延人数 イ 3種地域 （56,000円／月額）×研修医延人数 ウ 4種地域 （51,000円／月額）×研修医延人数 エ 5種地域 （45,000円／月額）×研修医延人数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会等経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>7 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>8 へき地診療所等の研修経費 旅費</p> <p>9 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費 (1 学年平均研修医数) 大学病院にあつては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあつては、 (95,000円/年額) × 研修医数</p> <p>ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 プログラム責任者等経費 (1 学年平均研修医数)</p> <p>(ア) 研修医 1 人 327,000円/年額 (イ) 研修医 2～19人 491,000円/年額 (ウ) 研修医 20人～ 981,000円/年額 (エ) 研修医の募集定員が20人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 1,962,000円/年額</p> <p>4 研修管理委員会等経費 次に掲げる (1) 及び (2) の合計額 (1) 研修管理委員会 257,000円/年額 (2) 地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 85,000円 × 実施回数 ただし、実施回数の上限は2回を限度とする。</p> <p>5 へき地診療所等研修支援経費 (10,000円/日額) × 事業延日数</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1 種又は2種地域に所在する病院又は診療所</p>	<p>10 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費 (謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、食料費 (会議費))、役務費 (通信運搬費) (ただし、1種又は2種地域に所在する基幹型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p> <p>11 中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 研修プログラム作成者 (補助者も含む。) の謝金、人件費、手当、賃金、旅費 (連携する病院等との打合せにかかるもの)、派遣する指導医に係る人件費、手当</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 ） 経 費	<p>(1) 1年次生 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 ア 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 イ 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合と</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>し、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円/月額)×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円/月額)×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、1種又は2種地域に所在する病院 1,030,000円/年額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 研究 修 業 等 補 助 金	臨床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>10 臨床研修指導医確保事業経費</p> <p>中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うため、臨床研修プログラムを作成又は指導医等を派遣する病院（医師不足地域の中小病院・診療所で3月以上、研修医が臨床研修を行う研修プログラムであるものに限る。）</p> <p>(1) 中核病院</p> <p>大学病院又は人口10万人当たり医師数が全国値以上の二次医療圏に所在し、募集定員10人以上の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,822,000円/年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 (11,000円/日額) × 指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は52日とする。</p> <p>(2) 医師不足地域の中小病院</p> <p>人口10万人当たり医師数が全国値を下回る二次医療圏に所在し、募集定員10人未満の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,802,000円/年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 (16,000円/日額) × 指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は12日とする。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>また、研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を超える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）は合計額に0.9を乗じた額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役務費（通信運搬費） 2 指導医にかかる謝金、人件費、手当 3 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>1 指導医経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数)</p> <p>大学病院にあつては、 (40,000円/年額) × 研修医数</p> <p>臨床研修病院にあつては、 (95,000円/年額) × 研修医数</p> <p>ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費</p> <p>1種又は2種地域に所在する病院又は診療所</p> <p>(1) 1年次生 (80,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数</p> <p>ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	<p>4 剖検経費</p> <p>大学病院にあつては、消耗品費</p> <p>臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>5 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費</p> <p>指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 研修 事業 （教育 指導 経費 ） 補助 金	臨床 研修 事業 （教育 指導 経費 ）	<p>における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円/月額)×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	
	臨床 （研地 修域 事協 業議 会 経費 ）	<p style="text-align: right;">1, 9 8 7 千円</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>臨床研修に関する地域協議会で地域における研修医の募集定員の調整又は臨床研修病院群の形成について協議、検討するために必要な次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、会議費、賃金（事務補助者雇上経費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>II 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1) 基本業務</p> <p>ア 研修歯科医1～19人 979,000円/年額</p> <p>イ 研修歯科医20人～ 1,958,000円/年額</p> <p>(2) 目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 研修管理委員会経費 337,000円/年額</p> <p>4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数</p> <p>5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費 （プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 役務費（通信運搬費）</p> <p>4 指導歯科医、プログラム責任者（研修歯科医指導分）に係る謝金、人件費、手当</p> <p>5 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>7 へき地診療所の研修経費 旅費</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 （57,000円／月額）× 研修歯科医延人数</p> <p>2 研修歯科医物件費 （4,000円／月額）× 研修歯科医延人数</p> <p>（注） 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導歯科医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

別表 1 0

都及び県名	調 整 率
東京都	0. 7 1
愛知県	0. 9 1

別表 1 1

看護師等養成所の定員数	調 整 率
定員181人以上	0. 9 2
定員161人以上180人以下	0. 9 4
定員121人以上160人以下	1. 0 0
定員 81人以上120人以下	1. 0 2
定員80人以下	1. 0 4

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 22 年 3 月 25 日医政発 0325 第 9 号厚生労働省医政局長通知の別紙「地域診療情報連携推進事業実施要綱」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
- (1) 都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う Web 型電子カルテシステム導入事業。
 - (2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	(1) Web 型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事料を含む。） (2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費（取付工事料を含む。）、委託料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

在宅医療連携拠点事業委託費交付要綱 (案)

(通則)

- 1 在宅医療連携拠点事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を提供する必要がある。本事業は、在宅医療提供機関等を連携拠点として、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、平成〇〇年〇月〇日医政発〇〇第〇〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「在宅医療連携拠点事業実施要綱」に基づいて行われる事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
18,099千円	在宅医療連携拠点事業の実施に必要な人件費、情報共有経費・維持費、会議費、実態調査費、消耗品費

(委託費の概算払)

5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 委託事業者が地方公共団体の場合にあつては、委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 委託事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。